

「さかい新事業創造センター交流拠点企画運営業務」
募集要項（プロポーザル）

1. 業務名称

さかい新事業創造センター交流拠点企画運営業務

2. 業務目的

本業務は、さかい新事業創造センター（以下、「S-Cube」という）に位置するイノベーション交流拠点『Community room cha-shitsu（以下、「cha-shitsu」という）』において、起業をめざす方、事業者、研究者、学生、子育て世代の女性など、多様な人材や支援者が集う場を形成し、コミュニティの創出・活性化をはじめ交流や共創の創出を図るための企画・運営を行うことを目的とする。

3. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

*ただし、履行状況が良好な場合には、最大3年間をめどとして、再契約について協議を行う場合がある。

4. 履行場所

堺市北区長曾根町130-42

さかい新事業創造センター（S-Cube）

5. 契約担当

〒591-8025 堺市北区長曾根町130-42

株式会社さかい新事業創造センター（S-Cube） 担当：庄司、西尾

TEL：072-240-3775 E-Mail：jigyou@s-cube.biz

6. 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、関係法令等を遵守の上、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 国税等の滞納がないこと。
- (2) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定。以下「排除要綱」という。）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けている者ではないこと。
- (3) 本業務と同種業務または類似業務を実施した実績を有する者であること。

7. 公募スケジュール（予定）

・公募開始日	令和8年1月7日（水）
・参加表明書提出期限	令和8年1月16日（金）
・現地確認期限	令和8年1月16日（金）
・質問受付期限	令和8年1月20日（火）
・質問回答日	令和8年1月28日（水）
・企画提案書提出期限	令和8年2月6日（金）
・プレゼンテーション審査	令和8年2月20日（金）
・審査結果通知日	令和8年2月27日（金）

（参考）事業者決定後の予定

令和8年3月 堺市の令和8年度予算成立後に契約締結

8. 応募書類の配布

令和8年1月6日（火）から令和8年1月16日（金）まで、さかい新事業創造センターホームページからダウンロードしてください。

さかい新事業創造センターホームページ <https://www.s-cube.biz/>

9. 提出方法

参加資格確認申請書、企画提案書等の提出方法は、直接持参または郵送（FAX不可）とする。

【持参の場合】前記7の各提出期限日までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）に持参すること。

【郵送の場合】前記7の各提出期限日内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記5契約担当まで電話連絡し、到達確認をすること。

10. プロポーザルの参加表明

（1）プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

企画提案書等を提出（プロポーザル参加）する者は、下記のとおり「プロポーザル参加資格確認申請書」等を提出すること。

①提出書類

（ア）プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

・必要事項を全て記入して提出すること。

（イ）発効後3か月以内の市税の納税証明

・提出部数は1部（原本）とする。

（ウ）国税の納税証明書（法人はその3の3、個人はその3の2とし、発行後3か月以内

のものを添付すること。)

- ・提出部数は1部（原本）とする。

②提出期限

前記7 参加資格確認書提出期限まで

③提出先

前記5の契約担当まで

④提出方法

前記9の提出方法のとおり

プロポーザル参加資格要件を満たしていない場合は、プロポーザルに参加することができない。

11. 現地確認について

施設の現地確認を希望する場合は、「5. 契約担当」まで事前に連絡を行い、日程調整を行うこと。現地確認可能期間は、令和8年1月6日（火）から令和8年1月16日（金）午後5時までとする。なお、本業務についての説明会は開催しない。

12. 提案書作成に関する質問受付

提案書作成に関して質問がある場合は「5. 契約担当」宛「7. 公募スケジュール（予定）」に記載の期限までにメールにて問い合わせること。

提出期限後の質問は一切受け付けない。なお、質問への回答は参加表明のあった全事業者にメールにて送信する。

※件名は「【会社名】S-Cube 交流拠点企画運営業務にかかる質問事項」とすること。

※メール送信後に必ず電話にて送受信の確認すること。電話確認がなく通信不備等により質問内容が確認できなかった場合は受付できなかったこととする。

（電話応対可能時間：平日午前9時～午後5時）

13. 企画提案書等の提出

①提出書類

下記（ア）及び（イ）の各提出部数は10部（正1部 副9部）とする。

（ア）企画提案書

- ・A4判 横書 左綴じ
- ・正は、事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、下欄には担当者名および担当者連絡先を記載すること。
- ・副は、提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと。

- ・宛名は「株式会社さかい新事業創造センター」とすること。
- ・表紙には「さかい新事業創造センター交流拠点企画運営業務」と記載すること。
- ・提案者が判別できるような記載、表現、ロゴの記載、資料の添付等は一切しないこと。
判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。
- ・本業務において企画提案をすることができるのは1案だけである。
- ・提出期限後の企画提案書の差替は認めない。(補正等を求める場合を除く。)

(イ) 見積書

- ・見積書記載金額については、本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。なお、見積りにあたっては契約期間中における原材料、人件費等の諸経費の動向等を十分勘案して行うこと。
- ・見積書については人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。
- ・見積書の提案上限金額は本体価格17,636,000円（税抜き）とし、提案上限金額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。
- ・正は、表紙については、宛先は「株式会社さかい新事業創造センター」、業務名は「さかい新事業創造センター交流拠点企画運営業務」とし、事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名、担当者名、担当者連絡先を記載すること。
- ・副は、表紙については、宛先は「株式会社さかい新事業創造センター」、業務名は「さかい新事業創造センター交流拠点企画運営業務」と記載するのみで、社名等の記載を一切行わないこと。見積書についても、提案書と同様に、提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。

②提出期限

前記7 企画提案書提出期限まで

③提出先

前記5の契約担当者まで

④提出方法

前記9の提出方法のとおり

14. 提案書記載事項

別紙の本業務仕様書に基づき、次の項目についての提案を作成すること。

また、意味が曖昧で共通認識がとりにくく表現は避け、具体的に何を行うのかを明確にすること。

なお、提案書については、最大20ページ以内にまとめて提案すること。

(1) 運営実績

- ・「cha-shitsu」に類似する交流拠点の運営の実績を示すこと
(記載事項)
 - ・運営拠点名
 - ・運営期間
 - ・年間利用者数
 - ・人員配置（コミュニティマネージャー、イベント企画スタッフ等）
 - ・イベント開催回数と概要
 - ・成果、アウトカム

(2) コミュニティの創出・活性化

- ・イノベーション交流拠点「cha-shitsu」の利用者の交流を促進する方策について提案すること
- ・利用者の増加および新規獲得につながる具体的な方策について提案すること
- ・S-Cubeへの入居や堺市・S-Cubeが実施するプログラム等（※）への参加、利用者等の共創によるイノベーション創出につながる方策を提案すること

（※）<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/nakamozu-innovation/index.html>

(3) イベント企画

- ・利用者の交流促進につながるイベントを提案すること
- ・提案にあたっては、イベントの目的、内容、対象者、実施回数等を記載すること
なお、仕様書記載の回数を超える提案も可とする

(4) 収支予算書（見積書）

- ・業務運営に係る収支予算を提示すること

(5) 企画運営

- ・交流拠点利用者数（のべ利用者数）を提案すること。
(参考：令和6年度利用者数 7,567人、令和7年度4～11月利用者数 5,392人)
- ・「cha-shitsu」の特性を踏まえ、本業務を評価するKPI（重要業績評価指標）を提案すること
- ・その他、他の拠点との連携による「cha-shitsu」の活性化または利用者の成長支援等の方策がある場合、その内容を提案すること

(6) その他

- ・受託者は、業務目的及び仕様書並びにS-Cubeの事業目的を踏まえ、堺市におけるイノベーションの創出及び「cha-shitsu」の活性化につながる事業を独自に企画提案し、自己の責任と費用で自主事業を実施することができる
- ・ただし、自主事業の実施にあたっては、事業開始時に改めて事業計画書を提出し、その承認を受けて実施できるものとする

15. プレゼンテーション審査

提案者は以下の要領で発表を行う。

- 1) 日 時 令和8年2月20日(金)(時間等の詳細は後日連絡)
- 2) 場 所 さかい新事業創造センター(S-Cube) 1F 多目的会議室
- 3) 発表時間 1社20分+質疑応答15分(予定)
- 4) 出席者 説明者以外に補助等を含めて1事業者あたり4名までとする。

※プレゼンテーション審査は非公開で行う。

※指定された発表時間に遅れた場合は、発表時間を短縮する。

※発表のためのPC接続などの準備時間は5分を限度とし、以降は発表時間に含む。

※スクリーン及びプロジェクター(接続はHDMI端子)はS-Cubeにて用意する。

※発表内容は公平を期すため、事前に提出した提案内容と同一のものとし、発表時における追加変更、修正は認めない。

16. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 堺市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合
- (3) 見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合
- (4) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (5) 提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く。)
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (7) 著しく信義に反する行為があった場合
- (8) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (9) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (10) 本業務について2案以上の企画提案をした場合
- (11) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

17. 企画提案書等の審査

- (1) 審査基準及び配点表

別添審査基準及び配点表のとおり

- (2) 審査方法

・提出書類は外部有識者で構成する選定委員会において審査し、プレゼンテーションを含め総合的に判断し、最も優秀であると認められた1者を優先交渉権者として選定

する。

- ・提出書類の内容についてのプレゼンテーションの実施を予定しているので、日時等詳細については別途連絡を行う。
- ・審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
- ・審査内容、結果についての異議は認められない。

(3) 審査結果

審査結果は採否に関わらず、前記 7 の審査結果通知日に通知する。

(4) 優先交渉権者の決定

審査の結果を踏まえ、契約の相手方として最も適したもの優先交渉権者として決定する。

18. 著作権について

- ・提案者が提出した提出物の著作権は、著作権法に基づき、提案の制作者に帰属する。ただし、提案者の保持する著作権を使用する権利は、S-Cube に無償譲渡するものとする。
- ・提案者は、S-Cube が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承し、著作者人格権を行使しないものとする。

19. 契約の締結

- ・審査の結果を踏まえ、契約の相手方として最も適したもの優先交渉権者として決定する。
- ・優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。その場合、当該事業者は契約の締結について速やかに手続きを進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものとみなす。
- ・優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの提案順位が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

20. 留意事項

- ・同一事業者からの複数の提案は認めない。
- ・提案物の制作・発表にかかる費用は、プロポーザル参加事業者にて負担すること。
- ・本要項に示す概略スケジュールは、やむを得ない諸事情により予告なく変更することがある。
- ・実施に当たっては、建築・内装関連等を含む関係法令を遵守。
- ・提案者が提案した内容は提案者の許可なく外部へ公開、又は第三者に提供、若しくは利用しない。
- ・その他、契約条件・支払い条件などの内容は、協議の上契約書にて締結する。